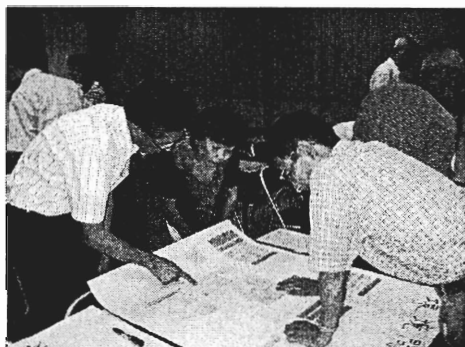


# 吉浜まちづくり協議会 設立総会



日 時 平成19年3月31日(土)  
午後7時から  
会 場 吉浜公民館 D・E会議室

# 吉浜まちづくり協議会 設立総会次第

1 開会のことば

2 設立者代表のあいさつ

3 議 事

第1号議案 吉浜まちづくり協議会設立趣旨書（案）について

第2号議案 吉浜まちづくり協議会規約（案）について

第3号議案 平成19年度吉浜まちづくり協議会事業計画（案）について

第4号議案 平成19年度吉浜まちづくり協議会予算（案）について

第5号議案 吉浜まちづくり協議会役員（案）について

4 理事長のあいさつ

5 来賓のあいさつ

高浜市長 森 貞 述

県議会議員 杉 浦 孝 成

市議会議長 寺 田 正 人

6 閉会のことば

## 吉浜まちづくり協議会設立趣旨書（案）

今日、日本社会は大きな転換期を迎えています。地方分権の進展や少子高齢社会の到来に加え、国・地方においても厳しい財政状況が続くことが予測されます。これからは、何より「地域でできることは、地域で行う」「地域だけでできないことは、行政と協働して行う」といった考えのもと、地域の自主的・主体的な取組みが重要になってきます。

そのためには、「物の豊かさ」によって忘れかけた「人と人のつながり」「助け合い」といった「心の豊かさ」を再生させる「新しい社会」を私たちの手で創り上げていかなければなりません。

ここ吉浜では、吉浜駅前駐在所の移転に対して危機感を抱いた人たちが協力し合い、平成17年12月に「吉浜っこパトロール隊」を発足しました。また、愛知県指定無形文化財「吉浜細工人形」の継承・発展と商業振興により吉浜のまちを活性化させようと立ち上がった人たちにより、平成18年4月に「人形小路の会」を発足するなど、「心の豊かさ」の再生に向けて動き始めています。

しかし、このような動きを継続させ、更に発展させるためには「新しい社会」を築こうとする人たちの思いを吉浜のまち全体で分かち合うことが必要です。

そこで、八幡町、新田町、小池町、屋敷町、呉竹町、芳川町の吉浜地区の人たちが互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、だれもが住みやすく、安心・安全で活気のあるまちづくりを目指し、ここに「吉浜まちづくり協議会」を設立します。

平成19年3月31日

吉浜小学校区まちづくり協議会設立準備委員会  
会 長 井 野 清 彦

## 第2号議案

### 吉浜まちづくり協議会規約（案）

#### 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、吉浜まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、高浜市屋敷町一丁目7番地5に置く。

#### 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 協議会は、吉浜小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、安心・安全で活気のある地域共生のまちづくりを推進することを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 環境保全の推進に関する事業
- （2） 防犯対策に関する事業
- （3） 防災対策に関する事業
- （4） 高齢者の生きがいに関する事業
- （5） 子どもの健全育成に関する事業
- （6） 伝統文化の発展に関する事業
- （7） その他協議会の目的達成のために必要な事業

#### 第3章 会員

（会員の種別）

第5条 協議会の会員は、次の2種とする。

- （1） 正会員 協議会の運営に参画する個人
- （2） 協力会員 協議会の趣旨に賛同して、協議会の活動に参加し、又は支援する個人又は団体

（入会）

第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- （1） 吉浜小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
- （2） 宗教活動に利用する者でないこと。
- （3） 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 正会員又は協力会員として入会しようとするものは、別に定める入会

申込書（以下「申込書」という。）を理事長に提出しなければならない。  
（会員の資格の喪失）

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- （1） 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。
- （2） 本人が死亡し、又は協力会員である団体が解散したとき。
- （3） 除名されたとき。

（退会）

第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

- （1） 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の趣旨目的に反する行為をしたとき。
- （2） 公の秩序を乱す行為をしたとき。
- （3） その他会員として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

#### 第4章 役員等

（役員の種類及び定数）

第10条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 理事 30人以上40人以内
- （2） 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人又は2人を副理事長とする。

（選任等）

第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

（職務）

第12条 理事長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議

決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(顧問)

第16条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事業グループ)

第17条 協議会に、第4条各号に掲げる事業ごとに事業グループを設けることができる。

2 正会員は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループにグループリーダーを置き、理事であるグループ員の中からグループ員の互選によって定める。

4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第18条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)



第31条 理事会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 リーダー会

(構成)

第37条 リーダー会は、理事長、副理事長、事業グループリーダー、事務局長及び事務局職員をもって構成する。

(権能)

第38条 リーダー会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) その他事業グループ間の調整を要する事項  
(会議)

第39条 リーダー会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 リーダー会は、理事長が招集する。
- 3 リーダー会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 リーダー会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第41条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第46条 この規約は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経

なければ変更できない。

(解散)

第47条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第49条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の事務所は、第2条の規定にかかわらず、当分の間、高浜市屋敷町五丁目12番地8に置くものとする。

3 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 協議会の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

## 平成19年度吉浜まちづくり協議会事業計画書（案）

### 1 事業実施の方針

吉浜まちづくり協議会は、八幡町、新田町、小池町、屋敷町、呉竹町、芳川町の吉浜地区の人たちが互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、安心・安全で活気のある地域共生のまちづくりの推進に寄与することを目的として、次の事業を計画実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 環境保全の推進に関する事業

##### ① 公園管理事業

〔内 容〕 吉浜地区にある公園など11施設内の清掃、除草、トイレ清掃、低木の剪定や花壇の整備など行うことにより、地域の人たちが安全・快適に利用できる環境整備と愛着の持てる公園づくりを行う。

〔日 時〕 1年を通じて毎月定期的に行う。

トイレ清掃 年間3,180時間

園内清掃・除草 年間2,463時間

低木の剪定、収集運搬 年間255時間

〔場 所〕 丸畑公園、大坪公園、蛇抜公園、小中根公園、山田公園、亀田公園、大清水公園、八幡公園、高平公園、吉浜下児童遊園、吉浜駅トイレ

〔従事者〕 1月80人程度（延べ960人程度）

〔受益者〕 吉浜地区の住民 約11,000人

〔支 出〕 4,105（千円）

##### ② 道路清掃事業

〔内 容〕 イベント行事として、モデル道路における清掃・除草活動を行う。なお、活動に当たっては、対象地域の企業にも呼びかけ、地区全体の行事として実施する。

〔日 時〕 年2回（うち1回は夏休み期間中）

〔場 所〕 県道名古屋碧南線、県道吉浜碧南環状線

〔従事者〕 1回300人程度（延べ600人程度）

〔受益者〕 吉浜地区の住民及び企業 約12,000人

〔支 出〕 125（千円）

## (2) 防犯対策に関する事業

### ① 防犯パトロール事業

〔内 容〕 街頭犯罪、住宅侵入盗犯罪などの犯罪を未然に防ぐため、青色回転灯車両により児童の下校時と夜間に防犯パトロールを実施する。また、毎月5のつく日にも徒歩によるパトロールを昼間に実施する。

〔日 時〕 青色パトロール

昼間帯 児童の下校時に週3回・1時間程度

夜間帯 週3回・1時間程度

徒歩パトロール

昼間帯 毎月5日・15日・25日・1時間程度

〔場 所〕 八幡町、新田町、小池町、屋敷町、呉竹町、芳川町の区域内

〔従事者〕 各回3人～4人程度（延べ1,100人程度）

〔受益者〕 吉浜地区の住民 約11,000人

〔支 出〕 336（千円）

## (3) 防災対策に関する事業

### ① 防災訓練事業

〔内 容〕 地域住民が主体となって、地域の防災力向上を目指した防災訓練を実施する。なお、実施に当たっては、訓練内容の見直し、マニュアルの整備、防災倉庫資機材の補完を行うとともに、参加者の拡大に向けた方策を検討する。

〔日 時〕 検討会議 6月～8月の間の月2回（計6回）

防災訓練 9月2日（日）

〔場 所〕 検討会議 吉浜公民館 会議室

防災訓練 第1会場 各町内会隣組拠点及び町内会拠点

第2会場 吉浜小学校

〔従事者〕 検討会議 各回15人程度（延べ90人程度）

防災訓練 300人程度

〔受益者〕 吉浜地区の住民 約11,000人

〔支 出〕 164（千円）

### ② 各種講習会開催事業

〔内 容〕 地域住民の防災知識の向上を目指し、応急手当講習会、心肺蘇生法講習会、災害図上訓練（DIG）、起震車による揺れ体験会などの各種講

習会を開催する。

- 〔日 時〕 年3回程度（日時未定）  
〔場 所〕 吉浜公民館 ホールほか  
〔従事者〕 各回15人程度（延べ45人）  
〔受益者〕 吉浜地区の住民 各回50人程度（延べ150人程度）  
〔支 出〕 28（千円）

#### （4）高齢者の生きがいに関する事業

##### ① 吉浜自然塾事業

- 〔内 容〕 農園で四季に応じた作物を栽培するとともに畑の草取りをすることによって、高齢者の方がふれあいながら交流できる場所づくりを行う。また、収穫物については、保育園において職員とボランティアで調理した後、園児といきいきクラブ会員とで食事会を開催し、世代間交流を図る。
- 〔日 時〕 作物の栽培・草取り 年間を通して随時  
食事会 年2回（日時未定）
- 〔場 所〕 農園 吉浜保育園隣接の畑  
食事会 吉浜保育園
- 〔従事者〕 農園管理 12人  
調理 1回10人程度（延べ20人程度）
- 〔受益者〕 吉浜地区いきいきクラブ会員380人、保育園児約100人
- 〔支 出〕 122（千円）

##### ② 深め合い事業

- 〔内 容〕 高齢者のための健康に関する講習会・講演会を実施する。
- 〔日 時〕 年1回（秋頃）
- 〔場 所〕 吉浜公民館
- 〔従事者〕 2人～3人程度
- 〔受益者〕 吉浜地区の60歳以上の高齢者 50人程度
- 〔支 出〕 41（千円）

##### ③ 困りごと相談事業

- 〔内 容〕 高齢者の方々のちょっとした困りごとに対し、電話相談、来所相談の窓口として実施する。

〔日 時〕 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
〔場 所〕 吉浜まちづくり協議会事務室  
〔従事者〕 各回1人（延べ52人）  
〔受益者〕 吉浜地区の60歳以上のみの世帯 約680世帯  
〔支 出〕 別途管理費に計上

#### ④ こっこネットづくり推進事業

〔内 容〕 いきいきクラブが実施している友愛活動を継承し、高齢者世帯への在宅訪問、声かけ運動やアンケート調査を実施する。  
〔日 時〕 在宅訪問・声かけ運動 年間を通して随時  
アンケート調査 年1回程度  
〔場 所〕 吉浜地区一帯  
〔従事者〕 1ブロック10人（5ブロック）  
〔受益者〕 吉浜地区の60歳以上のみの世帯 約680世帯  
〔支 出〕 72（千円）

### （5）子どもの健全育成に関する事業

#### ① あいさつ、声かけ活動事業

〔内 容〕 吉浜小学校児童が登校する際の安全を確保するとともに、大きな声できちんと朝のあいさつ（おはようございます）ができるよう活動する。  
〔日 時〕 毎月5日・15日・25日 午前7時30分～午前8時15分  
なお、小学校が休日の場合（春、夏、冬休み期間も含む）は除く  
〔場 所〕 校区内の5箇所～10箇所  
〔従事者〕 各回20人程度（延べ400人程度）  
〔受益者〕 吉浜小学校児童 約700人  
〔支 出〕 55（千円）

#### ② こども110番宅訪問事業

〔内 容〕 吉浜小学校児童が登下校時等に不審者と遭遇した際の緊急避難場所であるこども110番宅を訪問し、家人と子どもたちとの顔合わせを行う。  
〔日 時〕 年1回～2回程度（土曜日下校時等検討のうえ決定する）  
〔場 所〕 校区内の約200箇所のうち、協力いただける110番宅  
〔従事者〕 各通学路10人程度（延べ50人程度）

〔受益者〕 吉浜小学校児童 約700人

〔支出〕 別途管理費に計上

## (6) 伝統文化の発展に関する事業

### ① 菊づくり、花づくり事業

〔内容〕 吉浜が日本に誇る伝統文化芸術である菊人形、細工人形づくりを活性化するとともに、地域の高齢者と子どもたちなどとの異世代交流や花いっぱい環境整備を行うことにより地域の活性化を図る。

〔日時〕 菊づくり 4月～10月の随時

花づくり 4月、9月～3月の随時

〔場所〕 人形小路を中心とした吉浜地区全域

〔従事者〕 菊、花づくりグループ約10人・小学生約500人・地区愛好者多数

〔受益者〕 吉浜地区の住民 約11,000人

〔支出〕 209 (千円)



第4号議案

平成19年度吉浜まちづくり協議会予算書(案)

平成19年3月31日から平成20年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1 事業収入		
1) 高齢者の生きがいに関する事業	62,000	高浜市から吉浜自然塾事業に係る農園管理を受託
2 補助金等収入		
1) 補助金収入	8,076,000	高浜市から地域内分権推進事業交付金として
3 雑収入		
1) 受取利息	100	預金利息
収入合計	8,138,100	

科 目	予算額	備 考
II 支出の部		
1 事業費		
1) 環境保全の推進に関する事業		
公園管理事業	4,104,600	従事者謝礼、運搬処理費、消耗品、参加者飲料代
道路清掃事業	125,000	消耗品(カマなど)、ゴミ処理費、参加者飲料代
2) 防犯対策に関する事業		
防犯パトロール事業	336,000	保険料、燃料費、車両維持費
3) 防災対策に関する事業		
防災訓練事業	163,500	会議費、消耗品(防災資機材など)
各種講習会開催事業	27,790	消耗品(地図、B紙など)、会場費
4) 高齢者の生きがいに関する事業		
吉浜自然塾事業	122,000	苗・種代、肥料代、器具代、園児との会食代など
深め合い事業	40,560	講演料、会場費、消耗品(資料代)
こっこネットづくり推進事業	72,000	事務用品、菓子代
5) 子どもの健全育成に関する事業		
あいさつ、声かけ活動事業	54,075	腕章、旗、収納カゴ
6) 伝統文化の発展に関する事業		
菊づくり、花づくり事業	209,000	土代、種代、肥料代、資材、作業費、用地費など
2 管理費		
1) 謝礼	1,680,000	事務職員300日×8時間×2人×350円
2) 会議費	105,000	理事会・リーダー会等の会場代、お茶代
3) 旅費交通費	7,040	名古屋1,760円×4回
4) 通信運搬費	64,000	電話料金4,500円×12月、その他経費10,000円
5) 消耗品費	320,000	コピー用紙、封筒、スタッフジャンパーなど
6) 手数料	10,000	振込手数料
7) 保険料	100,000	活動保険料
8) 備品費	200,000	パーソナルコンピュータ1台、プリンター1台
3 予備費	397,535	
支出合計	8,138,100	
当年度収支差額	0	

第5号議案

吉浜まちづくり協議会役員（案）

敬称：略

役職名	氏名	備考
理事	井野清彦	吉浜小学校区まちづくり協議会設立準備委員会 会長
理事	古橋 亘	屋敷町内会 平成16年度会長
理事	鈴木英嗣	小池町内会 平成16年度会長
理事	杉浦 明	呉竹町内会 平成16年度会長
理事	都築史良	小池町内会 平成18年度会長
理事	神谷孝一	屋敷町内会 平成18年度会長
理事	中川勝利	呉竹町内会 平成18年度会長
理事	中村勝治	芳川町内会 平成18年度会長
理事	石橋勝治	八幡・新田町内会 平成19年度会長
理事	神谷英世	小池町内会 平成19年度会長
理事	村瀬正勝	屋敷町内会 平成19年度会長
理事	神谷兵衛	呉竹町内会 平成19年度会長
理事	千賀 隆	芳川町内会 平成19年度会長
理事	石川貴至	吉浜いきいきクラブ連合会 会長
理事	神谷道男	吉浜いきいきクラブ連合会 副会長
理事	杉浦 務	吉浜細工人形保存会 会長
理事	寺田 ちづ子	吉浜婦人会 平成18年度会長
理事	都築 しげ子	吉浜婦人会 平成19年度会長
理事	星野芳徳	高浜中学校 校長
理事	外山正志	吉浜小学校 校長
理事	澤田康夫	吉浜小学校 教頭（平成19年度～）
理事	磯村和志	吉浜小学校PTA 平成18年度会長
理事	内藤尚仁	吉浜小学校PTA 平成19年度会長予定者
理事	野々山秀雄	警友会 代表
理事	都築伝七	人形小路の会 会長
理事	都築春野	JA女性部 部長
理事	酒井豊子	JA女性部 副部長
理事	都築律子	あざみ会 代表
理事	都築和子	盆踊り保存会
理事	浅岡律子	盆踊り保存会
理事	鈴木紀子	健康づくり推進委員 代表
理事	杉浦辰彦	民生委員 代表
理事	原田千裕	消防団第3分団 平成19年度分団長
理事	野々山 勝	シルバー人材センター吉浜地区 地区長
理事	毛受尚志	吉浜公民館 館長（平成19年度～）
監事	牧野芳也	芳川町内会 平成17年度会長